

【 介護保険施設サービスの居住費等の負担限度額について 】

◆利用者負担段階と該当要件及び負担限度額

○負担限度額認定の対象となるのは、次の（ア）～（ウ）を全て満たしている方です。

（ア） 本人を含む世帯全員の前年（1～7月は前々年）の市町村民税が非課税であること

（イ） 配偶者（世帯分離している場合も含む）の前年（1～7月は前々年）の市町村民税が非課税であること

（ウ） 下の表の利用者負担段階ごとに、預貯金等（現金や有価証券も含む）の総額が（配偶者がいる方は夫婦で）上限を超えていないこと

利用者負担段階	本人の収入	1日あたりの食費		1日あたりの居住費（滞在費）				預貯金等の上限
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室 従来型個室 (老健・療養型)	従来型個室 (特養・短期入所)	多床室	
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給している方	300円	300円	820円	490円	320円	0円	単身：1,000万円 夫婦：2,000万円
第2段階	・年金収入金額※＋合計所得金額の合計額が80万円以下の方	390円	600円	820円	490円	420円	370円	単身：650万円 夫婦：1,650万円
第3段階①	・年金収入金額※＋合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	650円	1,000円	1,310円	1,310円	820円	370円	単身：550万円 夫婦：1,550万円
第3段階②	・年金収入金額※＋合計所得金額の合計額が120万円を超える方	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	820円	370円	単身：500万円 夫婦：1,500万円

※課税年金及び非課税年金（遺族年金・障害年金等）の合計額になります